○中央選挙管理会告示第十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十七条の二第一項及び第二項の規定に基づき、参議院比例代表選出議員選挙執行規程（昭和五十八年中央選挙管理会告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月二十七日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（実費弁償及び報酬の額） 第十八条　法第百九十七条の二第一項及び第二項の規定により選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第百四十一条第一項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（法第百九十七条の二第二項に規定する要約筆記をいう。第四号ニにおいて同じ。）のために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額は、次の各号に掲げる額とする。 一　選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の最高額 ［イ・ロ　略］ ハ　航空賃　航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額 ニ　［略］ ホ　宿泊料（食事料二食分を含む。）　一夜につき二万三千円 ヘ　弁当料　一食につき千五百円、一日につき四千五百円 ト　茶菓料　一日につき千円 ［二　略］ 三　選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の最高額 イ　鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃　それぞれ第一号イからニまでに掲げる額 ロ　宿泊料（食事料を除く。）　一夜につき二万円 四　選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる報酬の最高額 イ　選挙運動のために使用する事務員　一日につき一万五千円 ロ　専ら選挙運動用自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者　一日につき二万円 ハ　専ら手話通訳のために使用する者　一日につき二万円 ニ　専ら要約筆記のために使用する者　一日につき二万円	（実費弁償及び報酬の額） 第十八条　［同上］ 一　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ［新設］ ハ　［同上］ ニ　宿泊料（食事料二食分を含む。）　一夜につき一万二千円 ホ　弁当料　一食につき千円、一日につき三千円 ヘ　茶菓料　一日につき五百円 ［二　同上］ 三　［同上］ イ　鉄道賃、船賃及び車賃　それぞれ第一号イ、ロ及びハに掲げる額 ロ　宿泊料（食事料を除く。）　一夜につき一万円 四　［同上］ イ　選挙運動のために使用する事務員　一日につき一万円 ロ　専ら選挙運動用自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者　一日につき一万五千円 ハ　専ら手話通訳のために使用する者　一日につき一万五千円 ニ　専ら要約筆記のために使用する者　一日につき一万五千円

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

1　この規程は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第二百二十七号）の施行の日から施行する。

2　この規程による改正後の参議院比例代表選出議員選挙執行規程の規定は、この規程の施行の日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の公示の日（以下「公示日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される参議院議員の選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された参議院議員の選挙については、なお従前の例による。